

村民を乗せたバスは、どこへ行く……!?

約100日ぶりに「村民かわら版」(50号)をおとどけます。

この間、テレビや新聞などで、議会が混乱しているとの風評および印象がありますが、開かれた村政のための、村民の血税が湯水のように使われないための、大事な「道ぶしん」の時期であることを、はつきりお伝えしたいと思います。

そのために、報道や噂の行間に隠れている数々の事実を、今回詳しくお知らせいたします。

★現村政の実態

3月31日、高村忠久村政の三役の一人である高村文武教育長は、「今の村政は、村長の考えに近い人だけで運営している」と批判し、「二期目の対応を見ていて、これ以上教育長を続けられない」との理由で、任期中途中で辞任しました。(山梨日日新聞 4月3日の記事)

村長が任命した側近中の側近の一人である教育長のこの発言は、樋口が100行書くよりも明らかな高村忠久現村政の実態です。



確かに、先の村長選で、樋口が呼びかけ、村長と羽田三三氏と三者会談を行い、村民本位の政治を行なおうと、「大同団結」を確約しました。しかし、村長は当選すると突然態度をひるがえし、「二者会談は、樋口議員が勝手にやったことだ」、「三議員の不出馬記者会見の記事を見て、俺をハメタなと思った」などと、あちこちで発言しました。

そして、村長派といわれる榎屋正、高村理三郎、河内武雄、羽田功、長田義道、天野凱弘の六名の議員と一部の職員のみを村長室に入れ、「サロ政治」を続けてきました。

樋口は、何とか態度急変の原因を取り除き、再度、村民のための大同団結のテーブルに着いてもらおうと三月月間努力しました。しかし、3月31日村長は、緊急避難

★辞職勧告決議の真実

1月6日の新聞報道から大問題となった議員のモラルに関する議会側の対応は、議長を中心に都合三回の「検討会」を行ないました。樋口は、最初から天野大吉議員の「酒気帯び運転」と榎屋正議員の「暴力事件」に、貫して「辞職勧告すべき」と強く主張してきました。ところが、羽田功(失職)、河内武雄(失職)、高村理三郎の三議員は、天野大吉議員の酒気帯び運転は断じて許せない、しかし榎屋正議員の暴力は擁護される旨の発言を繰り返し、結局統一見解を得られませんでした。

この結果を踏まえ、樋口は、3月25日の定例会最終日の冒頭、議員の身分に対する重要案件として、「緊急勧告」を行ない、「検討会」で問題となつた四名の議員に対する「辞職勧告決議案」を議員発議しました。その結果は次のとおりです。

天野大吉君…酒気帯び運転で検挙。罰金、免停。勧告賛成…高村友行、高村文雄、樋口重喜、羽田三三(議場席順)

勧告反対…榎屋正、高村理三郎、河内武雄、羽田功、長田義道、天野凱弘

結果…4対6で「否決」

榎屋正君…酒宴の後運転代行者に自宅前で暴行。検挙。

勧告賛成…天野大吉、高村友行、高村文雄、樋口重喜、羽田三三

勧告反対…高村理三郎、河内武雄、羽田功、長田義道、天野凱弘

結果…5対5のため議長裁定で「可決」

高村理三郎君…スケート大会後の酒席で役員と喧嘩。相手の前歯二本を折る暴力。(検討会で本人が是認)

勧告賛成…天野大吉、高村友行、高村文雄、樋口重喜、羽田三三

勧告反対…榎屋正、河内武雄、羽田功、天野凱弘君…議員出馬の二期目と二期目の学歴を、甲府一校卒と経歴詐称した。(検討会で本人が是認)

議員のモラルと、村民との信頼関係に時効はない。

勧告賛成…天野大吉、高村友行、高村文雄、樋口重喜、羽田三三

勧告反対…榎屋正、高村理三郎、河内武雄、羽田功、長田義道

結果…5対5のため議長裁定で「可決」

★村長派六人が議会を放棄

村長派六議員の反対で勧告されなかつた天野大吉君を除く三名の議員が辞職勧告となつた結果に対し、羽田功君が議会原案書を机に叩き付けたり、天野大吉君や議長に対し大声で暴言を吐き、その他天野凱弘君などが議会の秩序を乱す行為などを繰り返したため、議長は、辞職勧告された議員の議場退去を命じ、他の議員は、全員協議会に移るよう宣告しました。

ところが、村長派六議員はそれに反発し議場で大声を出し、果ては六人全員が村長を議場に残したまま議会を放棄し、忍野村の某喫茶店内に終日いたよつです。(村民が目撃)

これは、会議規則に違反し、議員の義務、責任を放棄した「懲罰対象行為」なのです。

★残る六議員で全議案を審議・採決

村長派といわれる六名が脱走したため、残る六名(村民派)で定額給付金や福祉教育関連の村民の暮らしに直結する議案を可決し、合計42案件を審議・採決しました。

否決した議案は2案件

平野保育所の設計変更を理由に「千万円の増額と工期延長議案に関する2議案 請負業者タカムラ建設(株)への利益供与と不当性を排除するため」

賛成した議案は20案件

教育福祉、職員給与に関する条例改正。定額給付金を含む補正予算は、修正案を提出し可決。

審議未了議案は15案件

花の都温泉施設に関する条例6議案

平成21年度当初予算関連議案9議案

花の都、温泉施設に関する条例改正案

今までは入場料や利用料収入約三億二千三百万円は全額村の収入とし、その中から一定額を管理運営委託費として観光振興公社(社長は村長)に渡していた。

条例改正では、収入全額を観光振興公社のものにする。

では、今まで村が負担していた莫大な管理経費や修繕費、借地料、建設費の借金返済は、どの様にするのか、村民負担はどのようになるのか(質問に全く回答できず)村長の専断処分により、入場料収入約三億二千三百万円は、全額観光振興公社の収入となり、村には一円も入らない結果となつた(温泉に入れるか否かの問題ではない)。

とや、請負をしている会社の役員になることを禁じています。議員に当選した時このような関係がある者は、当選から5日以内に、このような関係がなくなつたことを選挙管理委員会に報告する義務があり、そのままの関係を続けられれば、当選無効となり、同法第127条には、第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う」と明記されています。

河内武雄君の場合

花の都に肥料、種苗を年間八百〜九百万円納入している会社の「取締役」に平成8年から就任(登記)しており、請負比率は42%以上。判例等に照らし第92条の2に該当します。

羽田功君の場合

公民館、給食センター、焼却場などに、年間一千万円以上の石油、A重油などを納入しており、納品伝票、請求書、村の支出命令伝票も、「羽田燃料店」となっており、消防署の届出書類には、「羽田燃料店」、代表羽田功と明記されている。羽田燃料店は法人登記されておらず、個人事業となり、取引の額に關係なく第92条の2に該当します。そのほか、肉類を合わせれば年間二千三百万円前後の取引です。

審査決定までには、期限を切つて反論の「答弁書」提出ができませんが、両名とも期限までに提出せず(認めたと判定)、また決定には本会議における出席議員の三分の二以上の賛成が必要ですが、村長派六人が脱走したため、残る六人が満場致で第92条の2に該当する(失職)と決定しました。

世間の流れに流れている「議会内の権力争い」といふうわさ話が、如何にウソであるかを理解していただけたはずですが、不正を廃し、利益が全村民に等しく循環する条件を整えた上で、温泉や保育所を利用することが、本当の村民にとつての安心感につながるかと、樋口は考えます。

注…「議会混乱」を過剰に宣伝した。不穏な呼びかけに注意ください。

注…「議会混乱」を過剰に宣伝した。不穏な呼びかけに注意ください。

注…「議会混乱」を過剰に宣伝した。不穏な呼びかけに注意ください。

注…「議会混乱」を過剰に宣伝した。不穏な呼びかけに注意ください。

村議ひぐちの
村民かわら版
2009年4月7日 第50号 発行責任者・ひぐち重喜
〒401-0502 山中湖村平野 1698 TEL&FAX 0555-65-7023
ホームページ <http://h-kawaraban.jugem.jp/>
メール: am_n@m.fior.jp